平成２９年（フ）第６２６号
仙台市青葉区桜ケ丘７丁目５番33号　八嶋ハイツ203、従前の住所仙台市泉区南光台７丁目32番22号
破産者　畠山　尚弘
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６３５号
宮城県黒川郡大郷町東成田字内直50番地の３、従前の住所東京都町田市木曽西２丁目６番地16　ボナールシムラ　105
破産者　石井　優次（旧姓高橋・長谷川）
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
宮城県登米市迫町北方字舟橋前83番地３
破産者　伊藤　翔太
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第６８号
茨城県日立市末広町４丁目13番１―201号
破産者　福地　貴之
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第７２号
茨城県日立市滑川本町４丁目８番19―102号
破産者　齋藤　仁史
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２４９号
茨城県石岡市若宮１丁目１番43号
破産者　小島栄太郎
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２５０号
茨城県石岡市国府３丁目４番24号
破産者　村山　　裕
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５号
茨城県つくばみらい市南552番地
破産者　飯泉　　明（旧姓谷口）
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第７９９号
埼玉県行田市中央17番10―207号
破産者　澁谷まゆみ
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２４号
さいたま市西区大字西遊馬2189番地１　クルーセＫ102号、旧住所埼玉県川越市稲荷町５番地23（サンハイツ203号室）
破産者　植竹　正悟
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１００号
埼玉県川口市大字辻904番地の15
破産者　菊地　利行
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５９号
埼玉県吉川市きよみ野４丁目16番地７
破産者　武山　優一
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
京都府宇治市小倉町老ノ木39　ヴェルジェ305号、住民票上の住所愛知県岩倉市大地町野合31番地
破産者　渡邊　宏樹
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２０４９号
大阪府大阪狭山市東野中２丁目43番地の２（401号）、前住所大阪府富田林市向陽台４丁目１番４―105号
破産者　柴田　　滋
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８３５号
大阪市港区弁天２丁目１番８―511号、開始時の住所大阪市港区池島３丁目５番３―805号
破産者　吉田　昌司
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０５３号
大阪府守口市大久保町２丁目21番16号
破産者　宮本　恭子（旧姓熊坂）
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０７９号
大阪市住吉区我孫子東２丁目７番23号　第二飛龍ハイツ　301号
破産者　ゼロワンこと　宮田　　博
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４３６号
大阪府豊中市新千里南町３丁目１番１―604号
破産者　ジュエリーサロンレイキ本店こと　原　麻実
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部